

平成19年度予算が決まりました

市の平成19年度予算が決まりました。ただし、2月25日に市長選挙が行われましたので、一般会計は7月までの事務的経費のみを計上した暫定予算(さまさま)な理由から本予算が年度開始前に成立する見込みがない場合に、本予算の成立までの空白期間をつなぐために組んだ予算となっております。

予算の総額は267億5626万円(前年度に比べ120億7673万円、31.1%の減)で、一般会計、特別会計、公営企業会計の3つの会計からなっています。そのうち、一般会計の予算規模は、暫定予算であるため、前年度に比べ131億9086万円、61.0%減の84億4014万円です。また、特別会計11会計の総額は、154億9086万円、前年度に比べ8億3873万円、5.7%の増。公営企業会計の水道事業会計は、28億2526万円、前年度に比べ2億7540万円、10.8%の増となっています。

なお、一般会計の本予算は決まり次第、広報紙でお知らせします。本予算が成立するまで、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

平成19年度 会計別当初予算額

(単位：千円、ポイント)

会計名	平成19年度	平成18年度	増減額	増減率
一般会計(暫定予算)	8,440,142	21,631,000	△13,190,858	△61.0
特別会計	15,490,864	14,652,131	838,733	5.7
住宅資金	26,556	32,830	△6,274	△19.1
宅地造成事業	11,872	61,435	△49,563	△80.7
下水道事業	2,195,924	2,142,613	53,311	2.5
農業集落排水事業	698,606	637,190	61,416	9.6
公営駐車場事業	6,885	6,193	692	11.2
診療所	90,720	92,174	△1,454	△1.6
観光施設事業	16,534	46,698	△30,164	△64.6
国民健康保険	4,566,119	3,872,666	693,453	17.9
老人保健	4,583,776	4,685,438	△101,662	△2.2
介護保険	3,157,760	2,936,158	221,602	7.5
農業共済事業	136,112	138,736	△2,624	△1.9
公営企業会計	2,825,257	2,549,857	275,400	10.8
水道事業	2,825,257	2,549,857	275,400	10.8
合計	26,756,263	38,832,988	△12,076,725	△31.1

※一般会計は暫定予算です。

事務委託

問い合わせ 財政課 ☎552・5114

平成19年度施設使用料の収入事務を委託します

市は次の施設の使用料などの収入事務を委託します。 ※施設、委託先、()内担当部署の順に表示。

- 三の丸西駐車場/大手前展示館前駐車場/裁判所北駐車場/大手前北駐車場/交響ホール西駐車場/河原町駐車場/立町駐車場/歴史美術館前駐車場Ⅱ(株)まちづくり篠山(財産管理課 ☎552・5197)
- 地域産業研修センターⅡ(阪本自治会(企業振興課 ☎552・5796))
- 休日診療所Ⅱ(社)篠山市医師会(健康課 ☎594・1117)
- ハートピアセンターⅡ(有)グリーンファームささやま/地域活性化

センター黒豆の館Ⅱ黒豆の館とつばち協会(いずれも農政課 ☎552・6580)

- 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷Ⅱ丹波立杭陶磁器協同組合/篠山市民センターⅡ(株)まちづくり篠山(いずれも商工観光課 ☎552・6907)
- 歴史美術館/武家屋敷安岡家史料館/篠山城大書院/青山歴史村Ⅱ(株)プロビスささやま(地域文化課 ☎552・5792)
- 城東公民館/B&G海洋センター体育館/城東グラウンド/城東多目的広場/城東管内学校関係施設Ⅱ(社)篠山市シルバー人材センター

(城東公民館 ☎556・3171)

- 四季の森生涯学習センター/川代体育館/四季の森運動公園グラウンド/丹南テニスコート/丹南管内学校関係施設Ⅱ(社)篠山市シルバー人材センター(四季の森生涯学習センター ☎594・1180)
- 今田公民館/今田体育館/今田グラウンド/今田テニスコート/健康増進センター/今田管内学校関係施設Ⅱ(社)篠山市シルバー人材センター(今田公民館 ☎597・2555)
- 西紀運動公園温水プール/西紀運動公園芝グラウンドⅡ(株)橋本電設(生涯学習課 ☎552・5769)

児童手当

問い合わせ こども未来課 ☎552・1115

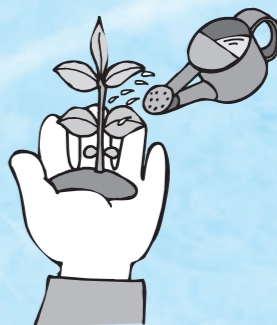
4月から児童手当制度が拡充されました

平成十九年四月から児童手当制度が改正されました。児童を養育されている方への児童手当の支給額は、次のとおりです。

■0歳以上3歳未満の児童
第1子、第2子 月額1万円(改正前は月額5,000円)

第3子以降 月額1万円(変更なし)
■3歳以上の児童
第1子、第2子 月額5,000円(変更なし)
第3子以降 月額1万円(変更なし)
※今回の改正では、手続きを行っていただく必要はありません。

■平成18年度児童手当認定請求却下となられた方へ
平成19年度児童手当は、所得額の変動などで受給できる場合があります。5月中旬に児童手当認定請求書を提出してください(公務員の方は勤務先で提出)



人権

「人権」についての市民意識調査「結果の概要版」

平成十八年六月に行いました「人権についての市民意識調査」結果の概要版「21'生き方の創造(シリーズⅦ)」を各家庭に配布しました。この概要版は、無作為に選ばれた千人の市民の皆さん(有効回答三百五十九人)に回答いただいた意識調査の結果を取りまとめたものです。

この結果によると、人権侵害が生じる原因として「社会全体に差別意識があるから」と社会に責任を転嫁した考え方が一番多く、その内容も「あらぬ噂や悪口による名誉や信用などの侵害」が上位を占めています。また、今までに「自分の人権が侵害された」と思われている方が

二六割。一方、「他人の人権を侵害したことがある」と思われている方は六割弱にすぎません。

さらに、人権に関する個別課題の解決策として、本人の「自助努力を求める」などの項目が上位を占めています。

この意識調査の結果を踏まえ、あなたにとって、わたしにとって、「人権とは」「人権の侵害とは」「人権の尊重とは」を身近な生活の中から、一つひとつ具体的に見つめ直していかなければなりません。そして、家庭や学校、地域、職場などで、「自分が何をすればいいのか、つまり、自分が何をしなければならぬのか」を真剣に話し合っていかなければなりません。

回答数などから、この結果が、市民意識とは言い切れませんが、市民意識の傾向を推し量る貴重なデータになりました。今後、市民の皆さんのご意見をいただきながら、人権施策審議会などで慎重に審議し、具体的な人権施策を策定し、関係機関や団体と緊密に連携して、人権文化の定着したまちづくりを進めていきます。

なお、この概要版を研修資料として積極的に活用していただくことを願っています。

■問い合わせ 人権推進部指導啓発課 ☎552・6926

平成19年度から住民税と所得税が大きく変わります

国から地方へ税源移譲が行われます。税源移譲とは、納税者が国へ納める税(国税)を減らし、都道府県や市町村に納める税(地方税)を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。この税源移譲に伴い、平成19年度から住民税と所得税が大きく変わります。

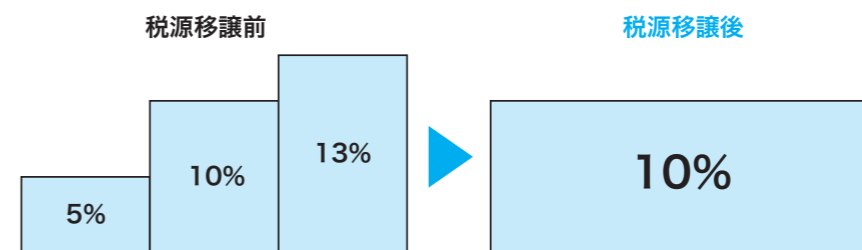
■住民税の税率が一律10%になります(下図)

■所得税の税率が6段階になります(所得税と住民税の控除額の差で、納税者の負担が増える場合は、調整するための措置がとられます)

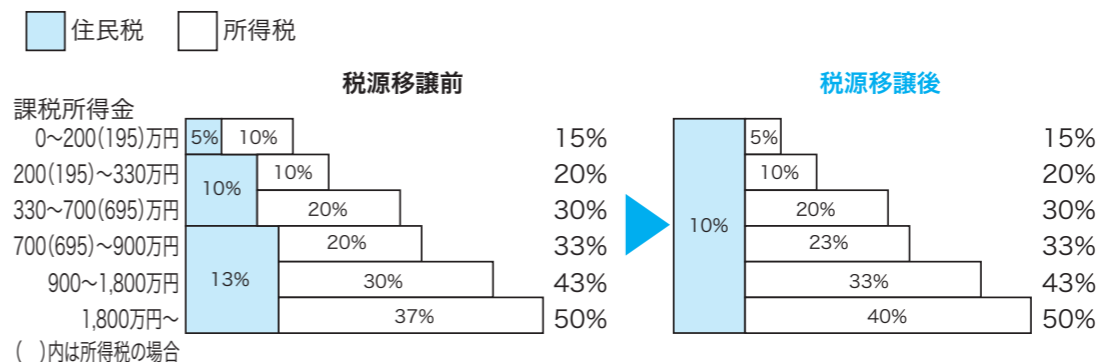
■住民税と所得税の定率減税が廃止
平成11年度から、景気対策のために導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます

■住民税の非課税措置が廃止
平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で前年の合計所得が125万円以下の方は、住民税が非課税でしたが、公平性の観点からこの非課税措置が廃止されます。ただし、経過措置として、平成19年度分は税額の3分の1が減額されます

住民税の税率変更



住民税と所得税の税率変更



※課税所得金額=前年中の所得金額-所得控除額
※住民税の税率が一律10%になることで住民税の税額が上がりますが、その分所得税が下がるため、両方合わせた税負担は変わりません。ただし、定率減税が廃止されるため、その分負担が増えます。

住民税と所得税の変更点 Q&A

- Q1 どうして変わるの?
- A1 地方公共団体がより身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源が移譲されるからです。
- Q2 どう変わるの?
- A2 住民税(所得割)の税率が一律10%になります。ただし、その分、所得税が増減するため、皆さんの負担額は変わりません。
- Q3 いつから変わるの?
- A3 納税方法の違いで、影響の出る時期が異なります。例えば、サラリーマンなどの給与所得者やお年寄りなどの年金所得者の場合は、平成19年1月分から所得税が減り、平成19年6月分から住民税額が増えます。一方、事業を行われている事業所得者の場合は、平成19年6月分から住民税額が増え、平成20年3月の確定申告から所得税額が減ります。
- Q4 本当に税負担は増えないの?
- A4 税源移譲による税負担の増減はありません。ただし、定率減税の廃止や非課税措置の廃止(経過措置)で税負担が増えます。

消防

篠山市消防署東出張所の業務がスタートしました

四月から、篠山市消防署東出張所の業務がスタートしました。同東出張所は、防災体制や救急体制の充実強化を進めるため、篠山市総合計画の常備消防整備計画に基づき、建設されました。同東出張所の完成で、救急車の現場到着所要時間が大幅に短縮される地区も多く、さらなる救命率の向上が見込まれ、市が提唱する「安心安全なまちづくり」に大きく前進しました。

同東出張所の建設用地は、東部公民館の跡地(八三〇平方メートル)を活用したもので、地域の皆さんの深いご理解のもとに実現しました。建物構造は鉄骨造り平屋建て、建築面積は五六平方メートル、建築費は三千三百万円。配置する車両は、最新の救急機器を積載した高規格救急車で、その購入費は二千八百万円です。施設には、出動準備の予告音や出動命令の放送、災害場所の地図を表示する端末装置を設

置。車庫内には、救急車内の汚物を処理できる汚水溝を設け、将来に備えて消防車も収納できる広さを確保しています。管轄する地域は、多紀地区と城東地区の一部および西紀北地区で、対人口は約七千人(全人口の二五%)となります。平成十九年度の業務は暫定的な体制で行い、救急隊三人を日勤で週五日(火・水・金・土・日曜日)配備します。



問い合わせ 消防本部消防署 (☎594・1119)

篠山市発...

酒井市政のもと河南教育長が就任



このたび、畑中陽次教育長が3月23日付で退任となりました。これに伴い、3月23日に開かれた第54回篠山市議会定例会での同意を受け、河南秀和が4月1日付で就任しました。なお任期は、前教育長の残任期間の5月14日までとなります。

河南秀和プロフィール

1952年網掛生まれ。大阪教育大学を卒業。1978年から丹波地域の小学校や教育委員会に勤務(1999年度から2006年度まで市内の小学校や教育委員会に勤務)。

■問い合わせ 教育総務課 ☎552-5709

自転車等の放置の防止に関する条例(案)のパブリックコメントを募集します

公共の場所での自転車やバイクの放置をなくし、より健全な生活環境を目指すために「篠山市自転車等の放置の防止に関する条例(案)」を作成します。条例を作成するにあたり、皆様のご意見をお聞かせください。

- 提出期間 5月1日(火)~30日(水) ※必着
提出資格 ①市内在住・在勤・在学または活動・事業を営まれている方
②篠山市に納税義務がある方
③同条例の策定に利害がある方

提出先 建設課

意見提出の方法 郵送(〒669-2397 篠山市北新町41)、FAX(552-0619)、Eメール(tokei_div@city.sasayama.hyogo.jp)、直接窓口へ提出

公表資料の入手方法 建設課窓口、各支所窓口、市ホームページ(<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/info/boshu/bosh07040101.html>)

提出意見の取り扱い 検討後に意見の概要と回答を公表(個々に直接回答はしません)

■問い合わせ 建設課 ☎552-4585